

議 事 確 認 書

東京・大阪HIV訴訟原告団と厚生労働省は、平成27年3月31日付厚生労働大臣に対する統一要求書につき、厚生労働大臣出席のもとでの定期協議を、平成27年6月29日午後2時00分から3時06分まで開催し、以下の点を確認した。

1. エイズ対策室の設置について

厚生労働省においてエイズ医療を担当する姿勢を示すため、まずは訓令でエイズ医療を担当する室をこの夏にも設置することとし、今後のHIVを取り巻く情勢が大きく変化すれば、省令室として設置することを検討する。

2. 療養病床での受入体制確保の推進について

HIV医療に関する知識・技術の習得とエイズに対する偏見・差別の解消のための各種施策に引き続き取り組むとともに、今後ともHIV被害者の医療上の特性に配慮し、適切な報酬上の評価に努めることとする。HIV被害者の長期療養のための環境の整備については、できる限りニーズにきめ細かく対応できるように省内の関係部局が連携して対応していくこととする。

3. 薬害エイズ裁判和解20周年記念集会への大臣の出席について

来年の20周年記念集会への大臣の出席については、20周年という大きな節目であるので、出席に向けて最善の努力を尽くす。

平成 27 年 9 月 30 日

厚生労働省医薬食品局長

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省保険局長

東京H I V訴訟原告団代表

東京H I V訴訟弁護団代表

大阪H I V訴訟原告団代表

大阪H I V訴訟弁護団代表